

## 第 509 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 6 日 ( 火曜日 ) 午後 4 時 15 分 ~
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A
- 3 出席者
- |         |  |
|---------|--|
| 公益代表委員  | 片 山 裕 之<br>岡 山 一 郎<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子<br>米 山 毅一郎  |
| 労働者代表委員 | 淺 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>高 山 伸 男<br>西 崎 知 佳<br>村 上 達 哉  |
| 使用者代表委員 | 鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗  |
| 事務局     | 岡山労働局長 森 實 久美子<br>労働基準部長 政 木 隆 一<br>賃 金 室 長 三 村 典 代<br>賃 金 指 導 官 中 本 弘 一<br>監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩<br>労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

## 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 509 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公開にて行います。

定足数について報告申し上げます。本日は使用者側委員の石黒委員、山本委員が御欠席でございますが、他の委員 13 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

( 1 ) 岡山県最低賃金の審議について

( 2 ) 今後の審議日程について

( 3 ) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

益田会長

皆様、お暑い中御苦労様です。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それでは、付議事項の岡山県最低賃金額の審議について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

片山部会長

それでは、私から岡山県最低賃金額の審議について、御報告いたします。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配布)

片山部会長

岡山県最低賃金専門部会として、7月29日に第1回の専門部会を開催し、通算5回の審議を行い、本日、8月6日に結審しました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方に則り、岡山県最低賃金と生活保護費を比較し令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金は、生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、労働者の生計費、労働者の賃金水準、企業の賃金支払能力を総合的に考慮して、さらに中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏ま



(必要なしの声)

益田会長                    それでは、この報告に基づいて、本審議会として答申することに賛否を求めることとします。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長を除く公益4名、使側3名、計7名が挙手)

益田会長                    反対の方は、挙手をお願いします。

(労側5名が挙手)

益田会長                    それでは、賛成とした委員7名、反対とした委員5名で、過半数の委員が賛成ですので、報告文を基に答申いたします。

益田会長                    ここで答申文の作成にあたって、お諮りをしたいと思います。先ほど部会長から本審議会に対する報告書の提出があり、専門部会の審議の中で、地域の中小企業が、継続的に賃上げできる環境整備の必要性、価格転嫁対策の徹底、生産性向上の支援等、様々な意見があったことを受けて、そうした意見を付記した報告書が提出されました。そこで、本審議会としてもこの報告書を受けて答申文に意見を付して労働局長に提出したいと思います。委員の皆さんの御意見ををお願いします。

(特になし)

益田会長                    ありがとうございます。皆さんの賛同をいただきましたので、意見を付記した答申文を作成することとします。文面については、報告書を踏襲したものとしたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか

(賛同を確認)

益田会長                    それでは、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を、各委員に配布)

益田会長                    事務局から答申文(案)を読み上げてください。

三村室長                    それでは答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読・・・・・・)



し出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することとなります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

益田会長                    その他として事務局から何かありますか。

三村室長                    特にありません。

益田会長                    委員の皆様から、何かありますでしょうか。  
それでは、これをもちまして、第 509 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。  
お疲れ様でございました。